

# 「彦」 GEN

を手に入れよう

## ○市民団体(自治会・老人会・子ども会・NPO法人・ボランティア団体など)の皆さんへ

登録団体になれば、寄附してもらった「彦」を換金することができます！！

### ■ 市民団体の登録を受けるには・・・

◎登録資格・・・登録できるのは次の(1)～(3)の団体です。

- (1) 自治会等  
(町内会・老人会・子ども会等、またはそれらの連合体)
- (2) 特定非営利活動法人(NPO法人)
- (3) 市内で活動をしているボランティア団体  
(ボランティア活動その他の非営利活動を行う団体)

◎登録の申請

必要なもの

- ・「市民団体登録申請書」
- ・団体の規約・会則・定款等の写し
- ・団体の収支決算書の写し(直近のもの)  
等の市長が必要と認める書類

受付窓口

市まちづくり推進課

＜ボランティア団体の登録要件＞

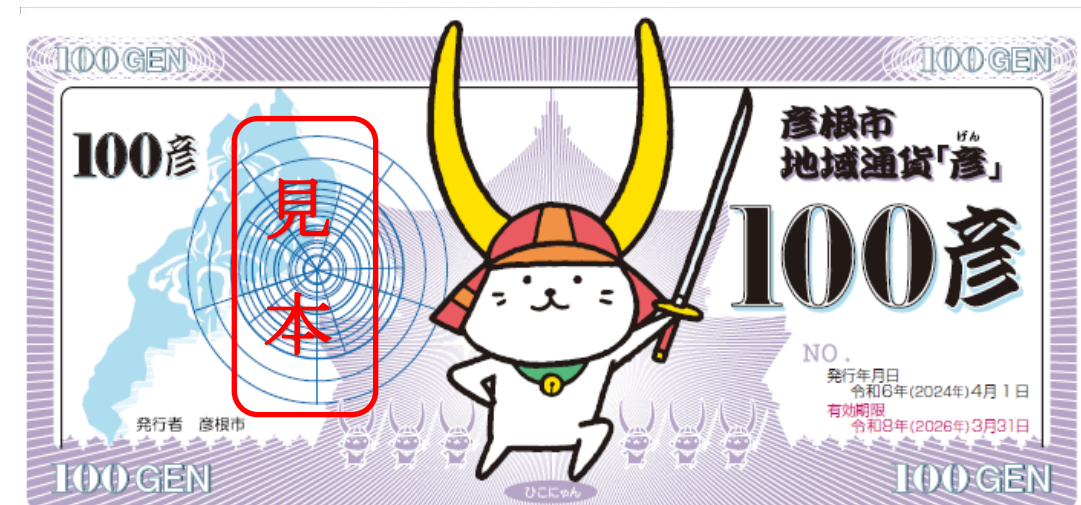
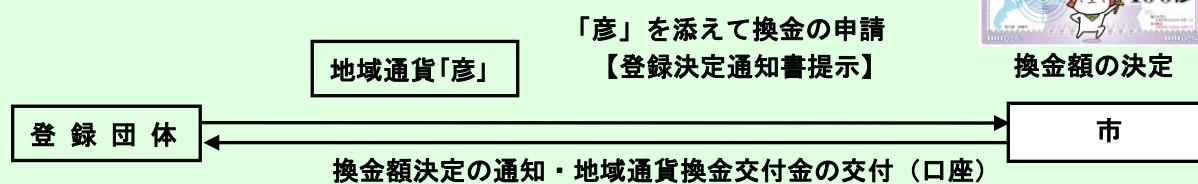
1. 市内に活動拠点がある
2. 規約・会則等がある
3. 公共の利益の増進を目的として  
福祉・環境・文化・スポーツ・青少年育成  
等の社会貢献に係る分野の活動をしてい  
る
4. 営利を目的とした団体ではない
5. 団体の構成員以外の者を対象とした活動をして  
いる
6. 団体の構成員が10人以上である
7. 登録申請時に1事業年度以上継続的に活動  
している
8. 法令、条例等に違反する活動をしていない
9. 公序良俗に反する活動をしていない
10. 宗教的活動または政治的活動をしていない

### ■ 地域通貨「彦」の換金方法

受付時期 随時

(ただし、換金申請は、1団体につき1年度2回を限度とする。)

寄附された「彦」を  
窓口にお持ちください



「美しいひこね創造活動」は、参加されるみなさん一人ひとりの活動です。  
一人ひとりの活動が、彦根をより美しく、元気なまちにしていくための原動力！！  
ぜひ、多くのみなさんの参加をお待ちしております！！

## ○「彦」が使える市の施設の使用料や手数料

(100彦=100円とし、おつりを受け取ることはできません)

使用料			
彦根城博物館観覧料	彦根城博物館	彦根市駐車場使用料 (※回数駐車券および定期駐車券購入の場合を除きます)	彦根市営中央駐車場 彦根市営河瀬駅前西口駐車場
城山観覧料	彦根城・玄宮園	彦根市観光駐車場使用料	いろは松駐車場 二の丸駐車場 桜場駐車場 大手前駐車場 本町駐車場 松原水泳場駐車場 (水泳場の開設期間中のみ)
彦根市公園使用料 (※行商等の行為を除きます)	金亀公園 荒神山公園		
彦根市自転車駐車場使用料 (※定期使用の場合を除きます)	彦根駅前第1自転車駐車場 彦根駅前第2自転車駐車場 河瀬駅前東口自転車駐車場 河瀬駅前西口自転車駐車場		
手数料			
ライフサービス課に係るもの	戸籍謄抄本・住民票の写し・ 印鑑証明書等の交付手数料	税務課に係るもの	所得証明・納税証明等の交付手数料

※ただし、コンビニ店舗等のマルチコピー機(多機能端末機)から取得いただく場合は、使用できません。

※彦根城博物館観覧料については、現金と「彦」の併用はできません。

まずは参加登録！！

詳しくは、裏面をどうぞ

問合せ先

市まちづくり推進課

TEL: 30-6117 FAX 24-3288

e-mail: machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp

